

2009年3月1日

委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ

株式会社ベルシステム24（代表執行役社長：内田亮、本社：豊島区、<http://www.bell24.co.jp/>）は、本日開催の臨時株主総会において、「委員会設置会社への移行」を決議し、その移行に必要な定款変更等の手続きを実施いたしました。また、臨時株主総会終了後の取締役会において、指名・報酬・監査の三委員会の各委員長および委員会メンバー、ならびに代表執行役、執行役を選任し、引き続き開催された執行役会において、業務執行役員を選任いたしましたので、併せてお知らせいたします。

1. 委員会設置会社への移行の目的

(1) 経営スピードの向上

監査役設置会社では、重要な業務執行について取締役会の承認が必要になっておりましたが、委員会設置会社では、会社法の定めによって、取締役会から執行役に対して大幅な権限委譲が認められておりますので、顧客ニーズの多様化や市場環境の変化に応じて、迅速かつ機動的に対応できるなど、より一層の経営スピード向上を図ることが可能となります。

(2) コーポレートガバナンスの強化

当社は、これまでも執行役員制度を導入することにより「執行と監督の分離」について一定のレベルでその確保を図って参りましたが、委員会設置会社への移行によって、法的にも「執行（執行役）と監督（取締役・取締役会）の分離」が明確となり、加えて、社外取締役が過半数を占める「指名」「報酬」「監査」の三委員会の設置が義務付けられることで経営の透明性と公正性が確保されるなどコーポレートガバナンスの実効性をより高めることができます。

2. 経営監督体制および業務執行体制

(1)コーポレートガバナンス強化のための監視・監督体制

<取締役会（取締役）>

経営の基本方針や重要な業務の執行など、執行役に委任せず取締役会の権限として留保された業務の執行を行うとともに、執行役の業務執行状況を監督する機関になります。

<指名委員会>

取締役の選任・解任に関する株主総会の議案内容を決定する機関になります。

<報酬委員会>

取締役および執行役・取締役が受け取る個人別の報酬内容を決定する機関になります。

<監査委員会>

取締役および執行役の職務執行を監査するとともに、会計監査人の選解任・不再任に関する株主総会の議案内容を決定する機関になります。

(2)経営スピードを高めるための業務執行体制

<執行役会（執行役）>

執行役は、取締役会から権限委譲された業務を迅速かつ適確に執行することで「経営スピードの向上」を図っていくとともに、一定の権限に基づいた業務執行については、執行役をその構成メンバーとする「執行役会」の協議・決定に基づいて執行することで、執行役による業務執行の適法性および妥当性を合わせて確保することができます。

<業務執行役員>

従来の「執行役員」に相当し、法律の定めによらない任意の機関ですが、委員会設置会社への移行後の役割は、執行役を補佐し、その指揮監督のもと、一定の範囲で業務の執行を行うものです。なお、「業務執行役員」の選任・解任は、執行役会で決定されます。

3.取締役人事

< 取締役 >

内田 亮 (兼 代表執行役社長 CEO)

秋元 祐次郎 (兼 専務執行役)

丸山 哲夫 (社外取締役)

菅原 均 (社外取締役)

回谷 信吾 (社外取締役)

武田 仁 (社外取締役)

< 指名委員会 >

菅原 均 (委員長)

丸山 哲夫

武田 仁

< 報酬委員会 >

回谷 信吾 (委員長)

内田 亮

丸山 哲夫

< 監査委員会 >

武田 仁 (委員長)

菅原 均

回谷 信吾

4. 執行役および業務執行役員人事

< 執行役 >

代表執行役社長 (CEO) 内田 亮

専務執行役 (COO) 坂本 雅志

専務執行役 藤村 秀雄

専務執行役 秋元 祐次郎

常務執行役 浜口 聡子

常務執行役 田中 義男

常務執行役 八槿 博和

常務執行役 川島 紀幸

< 業務執行役員 >

栃木 孝一
渡辺 敏彦
間瀬 正典
石井 覚
大矢 賢一
原 知己

5. 退任取締役および監査役

< 取締役 >

藤村 秀雄 (3月1日付)

< 常勤監査役 >

高窪 貞文 (3月1日付)

< 社外監査役 >

藤山 利行 (3月1日付)

服部 昭一 (3月1日付)

以 上

【報道機関からのお問い合わせ先】

株式会社ベルシステム24

広報グループ : TEL 03-5956-8834 (直通)

e-mail : pr@bell24.co.jp